

伊勢崎市監査委員告示第 7 号

公 表 書

令和元年度定期監査を執行したので、地方自治法第 199 条第 9 項の規定に基づき  
その結果を別紙のとおり公表する。

令和元年 9 月 2 日

伊勢崎市監査委員 猪 俣 健

同 光 山 喜一郎

同 内 田 彰

記

1 定期監査報告書

伊勢崎市民病院、介護老人保健施設ひまわり、訪問看護ステーションいせさき

## 令和元年度定期監査結果報告書

### 1 監査の対象部局

伊勢崎市民病院、介護老人保健施設ひまわり、訪問看護ステーションいせさき

### 2 監査の日程及び対象

令和元年 7月 11日（木）

伊勢崎市民病院、介護老人保健施設ひまわり、訪問看護ステーションいせさき

### 3 予算科目

平成 30 年度伊勢崎市病院事業・介護老人保健施設事業・訪問看護事業の各会計

### 4 監査の概要

#### （1）予備監査

本監査に先立ち監査委員事務局職員により、下記事項を重点に関係書類を試査又は精査をして予備監査を実施した。

- ア 予算の執行状況について
- イ 諸帳簿の記帳、整理、保管状況について
- ウ 金銭の出納、預金通帳の管理について
- エ 契約関係について
- オ 物品及び薬品等の出納、管理について

#### （2）本監査

当該監査は、監査委員 3名と事務局職員が、現地において対象各課の予備監査結果と提出書類に基づき質疑応答形式で実施した。また、施設及び設備については外観的に監査した。

## 5 監査の結果

市民病院は、伊勢崎佐波地域において急性期医療を基本に、地域医療支援病院、災害拠点病院、がん診療連携拠点病院等の承認や指定を受け、地域関係機関と連携強化を図りながら、高度で先進的医療を提供する中核病院として重要な役割を担っている。

経営状況については、地方公営企業会計基準の改正が行われた平成26年度以降、純損失を計上しており、本年度も純損失を計上することとなった。

今後も病院を取り巻く環境は厳しい状況であると予測されるが、「新伊勢崎市民病院経営改革プラン」に基づき、経営改革を推進し、さらなる経営努力と良質な医療サービスの提供を望むものである。

財務事務処理については、契約関係の書類不備や決裁権者に誤りがあるものなどがあった。決裁の重要性を再認識し、適正な事務処理を望むものである。

介護老人保健施設ひまわり及び訪問看護ステーションいせさきについては、本年度純損失を計上した。常にコスト削減を意識し、公営企業の経済性を發揮した事業推進を望むものである。

財務事務処理については、介護老人保健施設ひまわりにおいて、書類の不備や未提出などがあった。慎重かつ適正な事務処理の徹底を望むものである。

予備監査の結果を含めた個別の指摘事項は次のとおりである。なお、事務処理上改善または留意すべき点で軽微なものについては、予備監査終了後、口頭で通知したところである。

### ○伊勢崎市民病院

#### [事務改善]

工事関係において、施工状況報告書に再下請けに関する契約書の写しが未添付だったもの、完成通知書の決裁権者が相違しているものがあった。

委託関係において、業務の一部に履行確認ができないもの、仕様書に記載のある別紙が未添付のもの、主任技術者選任通知書に收受印の押印がさ

れてないものがあった。チェック体制の充実と慎重かつ適正な事務処理を望むものである。

○介護老人保健施設ひまわり

[事務改善]

委託関係において、仕様書で提出を求めている書類が未提出のもの、報告書に收受印がないため、提出日が確認できなかったもの、仕様書で受注者に通知するとあるものが通知されていなかったものがあった。借上関係において、約款に定められている監督職員指定通知書がなかった。修繕関係において、完成引渡書が未提出であった。チェック体制の充実と慎重かつ適正な事務処理を望むものである。

○訪問看護ステーションいせさき

特になし